

市民税均等割非課税世帯等の皆さまへ

住民税非課税世帯等に対する 臨時特別給付金（10万円/1世帯）のご案内

受給には手続きが必要です

- 住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金（1世帯あたり10万円）は、令和4年度に新たに市民税均等割が非課税となった世帯や新型コロナウイルス感染症の影響で家計急変のあった世帯を支援する給付金です。
- **令和3年度分で給付金を受給された世帯は、令和4年度市民税（均等割）が非課税の世帯であっても、給付の対象ではありません。**
- また、給付金を受給するためには、次の**手続きが必要**です。

給付金の支給額

1世帯あたり10万円

給付金の支給時期

市が確認書(または申請書)を受理した日から2週間後が目安です。

支給対象と申請の有無

支給対象となる世帯（いずれかにあてはまる世帯）

I 世帯全員の
「市民税均等割が非課税」
の世帯

II 令和4年1月以降の収入が減少し
「市民税非課税相当」の収入となった
世帯（家計急変世帯）

確認書の返信が必要です

申請期間：令和4年6月28日（火）
～令和4年9月30日（金）

確認書は、令和4年6月28日頃に
発送する予定です。

※一部申請が必要な場合があります。
※税の申告が必要な場合があります。

詳しくは「I」へ

窓口での申請が必要です

申請期間：令和4年6月28日（火）
～令和4年9月30日（金）

申請時点で住民登録のある市区町村に申請してください。

※税の申告が必要な場合があります。

詳しくは「II」へ

給付金の支給手続き

I 令和4年度の市民税（均等割）が非課税の世帯

（1）世帯の全ての方が、令和3年12月10日以前から現住所にお住まいの場合

- 対象となる世帯には、基準日（令和4年6月1日）時点でお住まいの市区町村から、給付内容や確認事項が書かれた確認書が届きます。本市では、令和4年6月28日頃に発送する予定です。
- 確認書の内容（支給要件、振込先等）を確認して、市役所に**返信してください**。



（2）世帯の中に、令和3年12月11日以降に転入した方などがいる場合

- 給付金を受け取るには、市役所で**申請手続きが必要**です。
- 申請書に必要事項を記入して、添付資料と一緒に、市役所の窓口にご提出ください。



II 新型コロナウイルス感染症の影響で収入が減少し、 世帯全員が市民税非課税相当※となった世帯（家計急変世帯）

※ 市民税非課税相当とは、世帯員全員のそれぞれの年収見込額（令和4年1月以降の任意の1か月の収入×12倍）が市民税均等割非課税水準以下であることを指します。

（例）市民税非課税となる年間給与収入の目安：単身の場合（93万円以下）
2人の場合（137万8千円以下）

- IIの給付金を受け取るには、市役所で**申請手続きが必要**です。
- 対象世帯の確認等がございますので、市役所内の住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金対策室（社会福祉課）にお問合せください。
- 申請書に必要事項を記入して、添付書類とともに、市役所内の住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金対策室（社会福祉課）に、直接ご提出ください。
- 添付書類は、①運転免許証等の申請者本人確認書類の写し、②住民票謄本等の申請世帯の状況を確認できる書類の写し、③通帳等の申請者受取口座を確認できる書類の写し、④世帯全員分の給料明細書等の収入状況が確認できる書類の写しとなります。



住民税非課税世帯等に対する臨時特例給付金の
「振り込め詐欺」や「個人情報の詐取」にご注意ください！



自宅や職場などに都道府県・市区町村や国（の職員）などをかたる不審な電話や郵便があった場合は、市役所や最寄りの警察署か警察相談専用電話（#9110）にご連絡ください。

お問い合わせ

内閣府住民税非課税世帯等に対する
臨時特別給付金コールセンター

0120-526-145

受付時間 9:00～20:00

常陸大宮市役所 住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金対策室

0295-559300

受付時間 平日9:00～17:00
(令和4年7月1日からの対応となります)